

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年9月18日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙 一

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市教育奨学金条例施行規則（平成20年西宮市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第1項第3号ア」を「第3条第3号ア」に改める。

第3条中「第3条第1項第3号イ」を「第3条第3号イ」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第1項中「第7条」を「第8条」に、「以下同じ」を「以下第7条まで同じ」に改め、同条第7項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条中「第6条第3項」を「第7条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条の見出し中「の提出」を削り、同条第1項中「第7条」を「第8条」に、「の規定により」を「において読み替えて」に改め、同項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中「第7条」を「第8条」に、「1名」を「1人」に改め、「、前項第1号の借用証書には2名の」を削り、「連署」を「連署等」に改め、同条第3項中「連帯保証人は」の前に「前項の」を加え、「独立の生計を営む」を削り、「とし、奨学生が未成年者であるときは、条例第7条の誓約書の連帯保証人及び第1項第1号の借用証書の連帯保証人のうち1名は当該奨学生の保護者とする」を「でなければならない」に改め、同条を第7条とし、同条に次の2項を加える。

4 奨学生が未成年者であるときは、第2項の連帯保証人は、当該奨学生の保護者としなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により難しい事情がある場合には、教育長が認める者を連帯保証人にすることができる。

第10条の見出し中「交付」を「給付」に改め、同条中「第8条」を「第9条」

に、「の規定により」を「において読み替えて」に、「交付」を「給付」に改め、同条を第8条とする。

第11条から第13条までを削る。

第15条中「第16条第1項第2号」を「第14条第1項第2号」に改め、同条を第9条とする。

第16条中「第16条第3項」を「第14条第3項」に、「給付額」を「給付金額」に改め、「奨学生」の次に「(条例第16条第4項の規定により給付の決定を受けた者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第10条とする。

第17条中「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「の規定により」を「において読み替えて」に改め、同条第4号中「高等学校長」を「学校等の長」に改め、同条を第11条とする。

第18条中「第18条第2項」を「第16条第2項」に、「の規定により」を「において読み替えて」に改め、同条を第12条とする。

第19条第1項中「第18条第3項」を「第16条第3項」に、「の規定により」を「において読み替えて」に改め、同条第2項中「から」の次に「起算して」を加え、同条を第13条とする。

第14条を次のように改める。

(在学証明書類の提出)

第14条 条例第17条(条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から起算して1月以内に教育委員会に提出しなければならない。

第20条を第15条とし、第21条を第16条とする。

付 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の西宮市教育奨学金条例(以下「改正前条例」という。)第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定を受けている者(改正前条例付則第2条第2項の規定により、改正前条例第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定がなされたものとみなされる者を含む。)の奨学金の貸付け、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。

(参考)

○改正理由

奨学金の貸付け募集を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市教育奨学金条例施行規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 条例第3条第3号アに規定する教育委員会規則で定める学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)<u>又は高等専門学校(1学年から3学年までに限る。)</u>とする。</p> <p>第3条 条例第3条第3号イに規定する教育委員会規則で定める各種学校は、朝鮮高級学校とする。</p> <p>(奨学金の給付の金額等)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により教育委員会規則で定める奨学金の給付金額は、次の各号に掲げる奨学生(条例第8条に規定する「奨学生」をいう。以下第7条まで同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助等を受けている世帯については、それぞれ当該各号に定める額の給付を行わない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理する学校に在学する奨学生 月額5,500円</p> <p>(2) 前号に規定する学校以外の学校に在学する奨学生 月額11,000円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)については、前項各号に定める額の給付を行わない。</p> <p>3 条例第4条第2項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する奨学生とする。</p> <p>(1) 両親と死別した者</p> <p>(2) 両親の生死が判明しない者</p> <p>(3) 両親から遺棄されている者</p> <p>(4) 両親が知的、身体その他の障害により長期に亘って労働能力を失っている者</p> <p>(5) 両親が長期に亘って拘禁されている者</p> <p>4 条例第4条第3項の規定により教育委員会規則で定める遺児給付金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額5,500円</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)についての遺児給付金の額は、</p>	<p>第1条 略</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第3号アに規定する教育委員会規則で定める学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)<u>又は高等専門学校(1学年から3学年までに限る。)</u>とする。</p> <p>第3条 条例第3条第1項第3号イに規定する教育委員会規則で定める各種学校は、朝鮮高級学校とする。</p> <p><u>第4条 条例第3条第2項第2号に規定する教育委員会規則で定める学校は、法第1条に規定する高等専門学校(4学年及び5学年に限る。)</u>又は法第108条に規定する短期大学とする。</p> <p>(奨学金の給付又は貸付けの金額等)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規定により教育委員会規則で定める奨学金の給付金額は、次の各号に掲げる奨学生(条例第7条に規定する「奨学生」をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助等を受けている世帯については、それぞれ当該各号に定める額の給付を行わない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理する学校に在学する奨学生 月額5,500円</p> <p>(2) 前号に規定する学校以外の学校に在学する奨学生 月額11,000円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)については、前項各号に定める額の給付を行わない。</p> <p>3 条例第4条第2項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する奨学生とする。</p> <p>(1) 両親と死別した者</p> <p>(2) 両親の生死が判明しない者</p> <p>(3) 両親から遺棄されている者</p> <p>(4) 両親が知的、身体その他の障害により長期に亘って労働能力を失っている者</p> <p>(5) 両親が長期に亘って拘禁されている者</p> <p>4 条例第4条第3項の規定により教育委員会規則で定める遺児給付金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額5,500円</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)についての遺児給付金の額は、</p>

改 正 案	現 行
<p>次の各号の細分に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいない高校生等がある世帯 ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額900円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額10,200円</p> <p>(2) 保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいる第2子以降の高校生等がある世帯 ア 第1項第2号に掲げる奨学生 月額9,400円</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)のうち、第1項第1号に掲げる奨学生の区分で、保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいる第2子以降の世帯については、第4項第1号に定める額の給付を行わない。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第5条 条例第6条の規定による申請は、次に掲げる書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書 (2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類 (3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書 (4) その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(奨学金の給付の決定の通知)</p> <p>第6条 条例第7条第2項の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知することにより行うものとする。</p> <p>(誓約書等)</p> <p>第7条 条例第8条(条例第19条及び条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 在学証明書 (2) 口座振替(銀行振込)申込書</p> <p>2 条例第8条の誓約書には1人の連帯保証人の連署等を必要とする。</p> <p>3 前項の連帯保証人は、成年でなければならない。</p>	<p>次の各号の細分に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいない高校生等がある世帯 ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額900円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額10,200円</p> <p>(2) 保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいる第2子以降の高校生等がある世帯 ア 第1項第2号に掲げる奨学生 月額9,400円</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯(第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。)のうち、第1項第1号に掲げる奨学生の区分で、保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいる第2子以降の世帯については、第4項第1号に定める額の給付を行わない。</p> <p><u>7 条例第4条第4項の規定により教育委員会規則で定める奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額10,000円 (2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額14,000円</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による申請は、次に掲げる書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書 (2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類 (3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書 (4) その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(奨学金の給付又は貸付けの決定の通知)</p> <p>第7条 条例第6条第3項の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知することにより行うものとする。</p> <p><u>(仮の給付又は貸付けの決定を受けた者の提出書類等)</u></p> <p>第8条 条例第6条第4項の規定により教育委員会に提出する書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 進学調書 (2) 合格通知書又はこれに類するもの</p> <p><u>2 前項各号に掲げる書類は、入学した日から1月以内に教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(誓約書等の提出)</p> <p>第9条 条例第7条(条例第19条及び条例第21条の規定により準用する場合を含む。)に規定する教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 借用証書(貸付けの場合に限る。) (2) 在学証明書 (3) 口座振替(銀行振込)申込書</p> <p>2 条例第7条の誓約書には1名の、前項第1号の借用証書には2名の連帯保証人の連署を必要とする。</p> <p>3 連帯保証人は、<u>独立の生計を営む成年とし、奨学生が未成年者であ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>4 <u>奨学生が未成年者であるときは、第2項の連帯保証人は、当該奨学生の保護者としなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定にかかわらず、これらの規定により難い事情がある場合には、教育長が認める者を連帯保証人にすることができる。</u> (奨学金の給付)</p> <p>第8条 <u>条例第9条(条例第19条及び条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による奨学金の給付は、年又は前期及び後期を単位として行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、月を単位として給付することができる。</u></p> <p>(廣藤奨学金の対象者等)</p> <p>第9条 <u>条例第14条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める大学は、法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学とする。</u></p> <p>第10条 <u>条例第14条第3項に規定する教育委員会規則で定める廣藤奨学金の給付金額は、次の各号に掲げる奨学生(条例第16条第4項の規定により給付の決定を受けた者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに</p>	<p><u>るときは、条例第7条の誓約書の連帯保証人及び第1項第1号の借用証書の連帯保証人のうち1名は当該奨学生の保護者とする。</u></p> <p>(奨学金の交付)</p> <p>第10条 <u>条例第8条(条例第19条及び条例第21条の規定により準用する場合を含む。)の規定による奨学金の交付は、年又は前期及び後期を単位として行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、月を単位として交付することができる。</u></p> <p>(届出義務)</p> <p>第11条 <u>条例第10条第1項に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から1月以内に教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(返還方法)</p> <p>第12条 <u>条例第13条第1項の規定による奨学金の返還は、年賦又は半年賦の方法によるものとする。</u></p> <p>2 <u>割賦金の額は毎回同額とし、端数を生じる場合は、最終回に返還するものとする。</u></p> <p>3 <u>奨学金は、いつでもその全部又は一部を繰り上げて返還することができる。この場合において、一部を繰り上げて返還した場合の返還金は、最終返還金から順次繰り上げて充当するものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第13条第2項に規定する教育委員会が必要と認める書類は、借用証書その他教育委員会が定める書類とする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する書類は、条例第13条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった日から1月以内に教育委員会に提出しなければならない。</u> (奨学金の返還の猶予)</p> <p>第13条 <u>条例第14条第2項の規定による申請は、奨学金返還猶予願に同条第1項に規定する理由があることを証明する書面を添えて行うものとする。</u> (奨学金の返還の免除)</p> <p>第14条 <u>条例第15条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める障害は、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号1級の項若しくは2級の項に掲げる障害又は都道府県知事が認定する重度知的障害をいう。</u></p> <p>2 <u>条例第15条第2項の規定による申請は、返還免除願に同条第1項各号に掲げる事由に該当することを証明する書類を添えて行うものとする。</u> (廣藤奨学金の対象者等)</p> <p>第15条 <u>条例第16条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める大学は、法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学とする。</u></p> <p>第16条 <u>条例第16条第3項に規定する教育委員会規則で定める廣藤奨学金の給付額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに</p>

改 正 案	現 行
<p>類似する団体が設置し、及び管理する大学に在学する奨学生 月額 9,000円</p> <p>(2) 前項に掲げる大学以外の大学に在学する奨学生 月額12,000円 (廣藤奨学金等の申請)</p> <p>第11条 条例第15条第1項(条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による申請は、次に掲げる書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書 (2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類 (3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書 (4) 在学し、又は卒業した<u>学校等の長</u>の推薦書 (廣藤奨学金等の給付の決定の通知等)</p> <p>第12条 条例第16条第2項(条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知することにより行うものとする。</p> <p>第13条 条例第16条第3項(条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 進学調書 (2) 合格通知書又はこれに類するもの</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、入学した日から起算して1月以内に教育委員会に提出しなければならない。 (在学証明書類の提出)</p> <p>第14条 条例第17条(条例第21条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から起算して1月以内に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西教委規則第3号) 略</p> <p>付 則 (平成26年5月20日西教委規則第2号) 略</p> <p>付 則 (平成27年6月10日西教委規則第2号) 略</p> <p>付 則 (平成28年6月8日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (平成29年6月14日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (平成30年6月13日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (令和元年6月12日西教委規則第1号) 略</p>	<p>類似する団体が設置し、及び管理する大学に在学する奨学生 月額 9,000円</p> <p>(2) 前項に掲げる大学以外の大学に在学する奨学生 月額12,000円 (廣藤奨学金等の申請)</p> <p>第17条 条例第17条第1項(条例第21条の規定により準用する場合を含む。)の規定による申請は、次に掲げる書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書 (2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類 (3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書 (4) 在学し、又は卒業した<u>高等学校長</u>の推薦書 (廣藤奨学金等の給付の決定の通知等)</p> <p>第18条 条例第18条第2項(条例第21条の規定により準用する場合を含む。)の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知することにより行うものとする。</p> <p>第19条 条例第18条第3項(条例第21条の規定により準用する場合を含む。)に規定する教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 進学調書 (2) 合格通知書又はこれに類するもの</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、入学した日から1月以内に教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西教委規則第3号) 略</p> <p>付 則 (平成26年5月20日西教委規則第2号) 略</p> <p>付 則 (平成27年6月10日西教委規則第2号) 略</p> <p>付 則 (平成28年6月8日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (平成29年6月14日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (平成30年6月13日西教委規則第1号) 略</p> <p>付 則 (令和元年6月12日西教委規則第1号) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>付 則（令和3年6月9日西教委規則第3号） 略</p> <p>付 則（令和4年6月8日西教委規則第2号） 略</p> <p>付 則（令和5年5月11日西教委規則第1号） 略</p> <p>付 則（令和6年6月12日西教委規則第〇号） 略</p>	<p>付 則（令和3年6月9日西教委規則第3号） 略</p> <p>付 則（令和4年6月8日西教委規則第2号） 略</p> <p>付 則（令和5年5月11日西教委規則第1号） 略</p> <p>付 則（令和6年6月12日西教委規則第〇号） 略</p>
<p>付 則</p> <p>1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、現に改正前の西宮市教育奨学金条例（以下「改正前条例」という。）第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定を行けている者（改正前条例付則第2条第2項の規定により、改正前条例第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定がなされたとみなされる者を含む。）の奨学金の貸付け、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	